

4月から小学校入学予定児童の保護者様へ

就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給のお知らせ

上富良野町では、小学校に就学される児童のご家族が、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難な場合に、保護者に対して必要な援助を行っており、4月から上富良野町の小学校に入学予定で就学援助の要件に該当し、提出期限までに申請等をされた方に、就学援助の新入学児童生徒学用品費等を入学前の2月に支給する予定です。

①就学援助（新入学児童生徒学用品費等）の入学前支給を受けられる方

4月から上富良野町の小学校に入学予定で、就学援助の要件に該当する方
(詳細は「③認定基準の目安」をご覧ください)

②対象にならない方

1. 生活保護世帯の方
2. 4月までに上富良野町から転出する方
※転出された場合は、支給した新入学児童生徒学用品費等を返還していただくこととなりますので、**転出の可能性のある場合は申請をご遠慮ください。**

③認定基準の目安

申請する前年の世帯全員の収入額が、生活保護基準の1.2倍以下の場合に認定になります。

《給与所得の場合》

収入額＝年間総収入－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

《自営業・農業所得の場合》

収入額＝年間総収入－必要経費－生活保護基準の基礎控除額－社会保険料

※その他の収入（各種年金、雇用保険、児童扶養手当、譲渡・一時所得等）は、収入額に算入されます。

【例】収入の目安（世帯の構成によって変わります）

- ・ 2人世帯の例 父または母（20～40歳）、小学生（6歳） 概ね年収200万円以下
- ・ 3人世帯の例 父または母（20～40歳）、小学生（6歳）、中学生（12～14歳）
概ね年収280万円以下
- ・ 4人世帯の例 父・母（20～40歳）、小学生（6歳）、中学生（12～14歳）
概ね年収330万円以下

※金額はあくまでも目安です。認定及び否認定については、申請後に教育委員会が収入等を計算し決定いたします。

④申請方法

申請書を教育委員会が定める日までに提出をお願いします。
(毎年変わりますので、委員会へお問い合わせください)

⑤支給額・支給時期

支給額 57,060円

支給時期 2月ごろ

支給方法 申請時に指定いただいた口座に振り込みます。

⑥その他

1. 事前に申請しない場合でも、4月からの認定となった場合は入学後（5月ごろ）に新入学児童生徒学用品費等を支給します。
支給額及び認定基準は事前申請と変わりません。
2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けられた方も、4月からの就学援助を希望する場合は別途申請が必要です。新入学児童生徒学用品費等の入学前支給と認定基準が異なるため、結果が異なることがあります。

その他ご不明な点がございましたら

上富良野町教育振興課学校教育班

電話 45-6699 までご連絡をお願いいたします。